

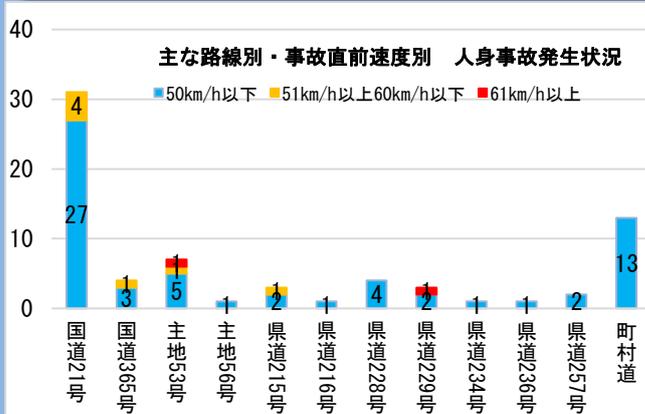
速度取締り指針

垂井警察署の速度取締り重点

重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
国道21号	8:00～10:00 14:00～18:00	垂井・関ヶ原地区	50km/h

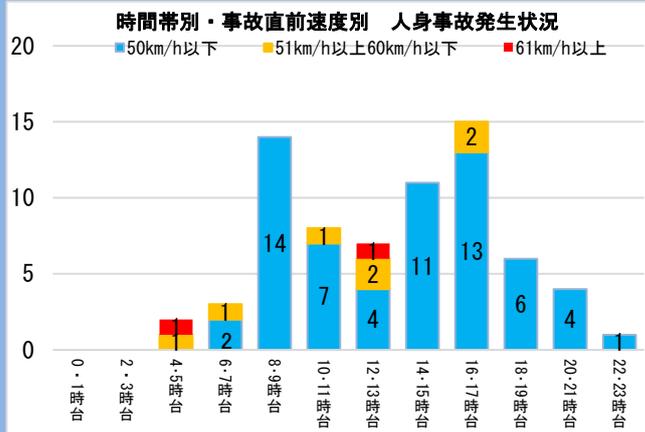
★ 重点以外の場所、時間帯であっても、取締りを実施することがあります。

垂井警察署管内における交通事故実態



■ 過去3年間の主な路線別の人身事故発生状況を比較すると、約4割が国道21号で発生しております。

■ 事故直前の速度においても、国道21号では、高速速度による交通事故が発生する傾向にあります。



■ 時間帯別の人身事故発生状況では、出退勤、登下校時間帯と重なる

○ 午前8時～午前9時台

○ 午後2時～午後5時台

の時間帯において交通事故が多発しています。

交通死亡事故の発生状況

垂井警察署管内では、令和5年10月12日に垂井町内の町道において発生した、普通貨物自動車と自転車の出会い頭事故以降、死亡事故の発生はありません。

◎ その他の交通指導取締り要点

- 生活道路・通学路における速度取締り等を強化します。
- 重大事故につながる恐れのある交差点関連違反(信号無視、一時不停止等)の取締りを強化します。
- 薄暮時間帯を中心に幹線道路の主要個所にて駐留監視、赤色灯を点灯させたパトカーによる流動警戒を実施します。